

【築地本願寺合同墓使用細則】

(趣旨)

第1条

築地本願寺合同墓使用約款（以下「約款」という。）第12条の規定に基づき、合同墓管理についての細則は、以下に定めるところによる。

(築地本願寺合同墓管理受託証明書の交付)

第2条

約款第4条の規定に基づき、合同墓管理委託を希望する者（以下「委託者」という。）は、築地本願寺（以下「管理受託者」という。）に対し築地本願寺合同墓管理委託申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

- 2 管理受託者は、申込書を受理し約款に適合すると認めたときは、「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」を交付する。
- 3 申込書の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書（取得日から6ヶ月以内）を添付しなければならない。又、居住地が海外の場合は、印鑑登録証明書に代わる公的書類の添付が必要である。
- 4 委託者又は合同墓収蔵予定者に浄土真宗本願寺派の所属寺院がある場合、所属寺院住職又は住職代務者の許可を受けなければならない。

(合同墓管理受託期間)

第3条

合同墓管理の受託期間は、以下各号のうち委託者と管理受託者が合意した期間（但し、合意のない場合は管理受託者が選択した期間）とする。

- (1)納骨後個別保管32年間、その後合葬
- (2)納骨後個別保管6年間、その後合葬
- (3)個別保管期間なく合葬

(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)

第4条

合同墓管理委託にかかる遺骨は、管理受託者による納骨を行った後、粉骨したうえで納骨され、いかなる場合でも返還されない。

- 2 納骨後の遺骨は、個別保管期間、合葬後のいずれの期間でも、返還されない。

(利用契約の解約)

第5条

委託者は、合同墓管理委託の取り止めることを希望するときは、管理受託者に対し、築地本願寺合同墓管理委託解約届（3号様式）を提出することとする。

- 2 既納の合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志は、いかなる理由であろうとも一切返還されない。

(管理受託証明書の再交付)

第6条

委託者は、管理受託証明書を紛失し又は著しく汚損した場合は、管理受託者に対し、当該証明書の再交付を願い出なければならない。

- 2 委託者は、委託者又は合同墓収蔵予定者に改姓・改名等の変更があった場合、合同墓管理受託証明書再交付届（2-1号様式）に公的書類を添付のうえ、速やかに管理受託者に届け出なければならない。

(利用場所の制限及び費用負担)

第7条

管理受託者は、委託者に対し、その利用に一定の条件をつけることができる。

(利用上の制限)

第8条

合同墓において遺骨が保管される個別の区画は、原則として利用する者一人につき一区画とする。なお、利用すべき具体的な区画は、管理受託者が選定する。

(礼拝施設の利用)

第9条

礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うものとする。

- 2 礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。
- 3 委託者たる利用者は、浄土真宗本願寺派所属寺院住職を通じ、管理受託者に申請し許可を得た場合、礼拝施設を利用することができる。当該利用の時間は、30分を限度とする。なお、当該申請にあたっては、希望する法要修行日の10日前までに、浄土真宗本願寺派所属寺院住職が「礼拝施設貸室申込書」を築地本願寺へ提出し、管理受託者の許可を得なければならない。
- 4 前項の利用にあたっては、施設利用懇志を納付するものとする。基準については別に定める。

(勤行について)

第10条

法要を希望する場合、管理受託者所定の読経申込書に記入し、これを申込むものとする。

- 2 法要の修行は、管理受託者が別途指定した場合を除き、本堂、礼拝施設にて行われるものとする。

(管理の再委託)

第11条

管理受託者は、合同墓の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項を、宗教的尊厳をおかさない範囲において、専門業者に委託することができる。

- 2 専門業者に前項の管理事項を委託する場合、管理受託者は、合同墓管理委託者、参詣者等の便益と宗教的感情を損じないように努めるものとする。

(合同墓の細則変更)

第12条

管理受託者は、本細則及びこれに付随する規定の内容を変更することができる。この場合、管理受託者は、変更後の内容をホームページへの掲載その他の方法により公表する。

附 則

この細則は、2017（平成29）年11月8日から施行する。

改正 2020（令和2）年9月29日
2021（令和3）年3月15日
2021（令和3）年12月16日
2024（令和6）年3月1日

2025（令和7）年9月1日
以 上